

東京大学本郷構内における放置車両の廃棄措置要領

〔平成 5. 3. 16
制 定〕

改正 平成14. 12. 25、平成16. 9. 27
平成19. 1. 30、平成20. 1. 21

(目的)

第1 この要領は、東京大学本郷構内における放置車両等の処分に関する細則（以下「細則」という。）第5条に基づき、放置車両等の廃棄措置に関し、必要な事項を定める。

(廃棄措置)

第2 本部において廃棄処分が適当と判断された車両については、以下の措置を行ったうえで、廃棄処分を行うものとする。

- (1) 細則第4条第1項に該当する車両については、当該車両に通告書（別記様式第1（以下「通告書」という。））を貼付するものとする。
- (2) 所有者が移動督促の期限までに応じない車両及び所有者が特定できても連絡が不能の車両については、車両の損傷が著しく、運転が不能と認められ、かつ、自動車検査証の期限が満了していることが確認された場合は、前号と同様の手続きを行うものとする。
- (3) 所有者から当該車両の廃棄処分の同意を得られた車両については、所有者から同意承諾書を提出させるものとする。

(総括責任者及び担当)

第3 廃棄処分は、本部統括長（財務系）を総括責任者として本部財務戦略グループが行うものとする。

- 2 本部統括長（財務系）は、廃棄処分をした車両について、本郷地区交通対策専門部会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。